



<著者>Profile

弁護士 橋本 昭夫

昭和47年に現在の橋本・大川合同法律事務所を開設。以来、上場企業をはじめとする数多くの企業の顧問弁護士に就任し、労働問題や債権回収、M&A、民事再生事件など、企業を取り巻くさまざまな法律問題の解決に携わっている。

札幌商工会議所中小企業相談所専門相談員

従業員の車輛利用に伴う会社の責任

Q 当社は、運送業を営んでおりますが、従業員が商品運送中に歩行者と接触し、怪我を負わせてしまいました。

このような場合、事故を起こした当人だけではなく当社も責任を負うのでしょうか？

A 民法七百五十五条は、事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償しなければならぬと定めています。

本件の場合、まさに商品運搬中という「事業の執行」に伴って事故が発生しておりますので、会社も賠償責任を負うことになるかと存じます。

Q 今度は、商品の運搬中ではなく、マイカー通勤をしている従業員が通勤途中で歩行者と接触し、怪我を負わせてしまいました。この場合、あくまでも通勤途中であり、当社の事業とは直接関係がないので、この場合は責任を負うことはないかと思っていますが…。

A 従業員が通勤途中に事故を起こしたときに会社が責任を負う場合は

ありますが、事案によりです。

まず、会社がマイカー通勤を禁止しているにも関わらず、従業員が勝手にマイカー通勤をし、その途中に事故を起こした場合には、原則として責任を負わないこととなるでしょう（東京地判昭和四十二年十一月二十九日）。

一方、会社が従業員にマイカー通勤を奨励し、さらにはマイカーを業務に使わせているような場合には、会社は原則として責任を負うでしょう（大阪地判昭和四十二年六月三十日）。

問題となるのは、その中間といえるような場合で、「会社がマイカー通勤を禁止しておらず、社員の駐車場利用を認めていた場合」や、「従業員が勝手に事業のために自分の車を使用していたような場合」です。

このような場合に会社の責任が認められるかについての一定の基準はあります。①事業のための使用が継続的に行われていたか否か、②会社が通勤や事業のための使用を承認していたか、③会社がガソリン代を負担していたり、駐車場を

貸与するなどの便宜を与えていたか、などといった諸般の事情を総合考慮し、会社の業務とマイカーの利用が密接に関連しているかといった観点から、会社の責任の有無が判断されます。

会社としては、従業員にマイカーを使って業務を遂行してもらえれば経費負担が免れて望ましいと考えがちですが、いざ通勤途中や事業に際して交通事故が起こった場合に、思わぬ賠償責任を負う可能性がありますので、従業員の車の利用については、慎重に対処しておく必要があります。

橋本・大川合同法律事務所

札幌市中央区北四条

西二十丁目一―二八

☎ 〇一―六三一―三〇〇